債権者集会招集

平成２２年（フ）第１００号
徳島県三好市山城町下川598番地の４
破産者　有限会社レックス西日本
１　期日　平成24年９月３日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年７月19日　　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０２号
最後の住所徳島県三好市山城町柴川894番地
破産者　亡喜多久夫相続財産
１　期日　平成24年９月３日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年７月19日　　徳島地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第２０７号
宮崎県延岡市鹿狩瀬町1518番地８
破産者　歌津　博人
異議申述期間　平成24年９月21日まで
平成24年７月24日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２７号
石川県輪島市河井町１部60番地１
破産者　株式会社大塚商店
異議申述期間　平成24年９月24日まで
平成24年７月24日　金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第７０号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折1846番地
破産者　株式会社田村建設
異議申述期間　平成24年９月24日まで
平成24年７月24日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責審尋期日

平成２４年（フ）第７４３２号
神奈川県横浜市磯子区磯子３丁目11―12
破産者　笹山　壽郎
審尋期日　平成24年10月15日午前11時
平成24年７月20日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０３６号
東京都中央区京橋１丁目14番５号　土屋ビル３階
清算株式会社　東京産業株式会社
代表清算人　二宮　　徹
１　決定年月日　平成24年７月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２４年（再）第７９号
香川県丸亀市港町147番地13
再生債務者　株式会社フード・リサーチ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門２―１―１　商船三井ビルディング４階　みなと協和法律事務所　弁護士　縣　　俊介
平成24年７月20日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２４年（再）第７６号
東京都目黒区中目黒２丁目１番27号
再生債務者　全国小売酒販組合中央会
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月12日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年10月30日から平成24年11月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１号
千葉県市川市北方３丁目23番21号
再生債務者　笠井　勇作
１　決議に付する計画案　平成24年６月19日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年９月13日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年９月５日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年８月29日
平成24年７月23日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生手続終結

平成２２年（再）第１号
福島県西白河郡西郷村字道南東７番地
再生債務者　株式会社ホテルサンルート白河
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画が遂行された。
平成24年７月23日　福島地方裁判所白河支部

平成２０年（再）第３号
新潟県長岡市寺島町308番地12
再生債務者　株式会社プロデュース
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件には監督委員が選任されているところ、再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年７月19日　　新潟地方裁判所民事部

再生計画変更

平成２１年（再）第２６９号
東京都渋谷区笹塚１丁目48番３号
再生債務者　日本ライツ株式会社
主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
平成24年７月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２７０号
鳥取県鳥取市北村95番地13
再生債務者　ライツライン株式会社
主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
平成24年７月19日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第７０号
埼玉県所沢市大字久米1426番地の11
再生債務者　塚田　敏彦
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月10日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月24日から平成24年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第７３号
埼玉県狭山市狭山台２丁目23番地の20
再生債務者　藤田　隆之
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月10日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月24日から平成24年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第１０１号
千葉市緑区おゆみ野有吉11番地６秀貴ハイツⅠ―201号
再生債務者　大澤　康弘
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月10日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月24日から平成24年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第５号
富山県高岡市出来田64番地３
再生債務者　広瀬　雅一
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月10日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月13日から平成24年８月20日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（再イ）第１１号
富山県小矢部市道坪野1286番地
再生債務者　田村　義信
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月10日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月13日から平成24年８月20日まで
富山地方裁判所高岡支部